



平成18年度  
町政執行方針



平成18年3月

上富良野町



# 平成 1 8 年度町政執行方針

平成 1 8 年第 1 回定例町議会の開会にあたり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し述べさせていただきます。

わが国の経済は、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、地域や業種によっては、ばらつきが見られるものの、総じて民間需要中心の緩やかな回復が続くとされております。

物価においても、依然としてデフレ状況にありながら、実体経済が緩やかに回復する中で、政府と日銀が一体となった取組を行うことによって、デフレ脱却の展望が開け、消費者物価や物価変動指数も年度を通してみると、わずかながらプラスに転じると見込まれております。

わが国の財政は、このような経済情勢を背景に国税収入の上向き動向を踏まえ、平成 1 8 年度予算において、国債発行額を前年度よりも大幅に減額し、30兆円以下にとどめたものとなっております。

しかし、歳入歳出構造は、高齢化の進展などに伴う諸経費の増大や、公債の累増に伴う国債費の増大などにより更に硬直化していることから、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化と、小さくて効率的な政府の実現に向け、歳入歳出の両面において思い切った見直しが必要とされたところであります。

一方、地方自治体の財政状況は、中央における景気拡大基調や国家財政の危機的状況の下で、急速な構造改革の影響により、極めて厳しく、ここ数年、年を追う毎に深刻の度合いを増しております。

とりわけ、国庫補助負担金の改革と、その税源移譲や地方交付税総額の抑制策を意図する国の「三位一体改革」により、地方自治体財政の根幹をなす地方交付税などが大幅に削減されてきており、殆どの地方自治体では極度な財源不足に陥っております。

この、国・地方を通じた極めて厳しい財政の状況を踏まえたとき、共に中長期的な一層の構造改革、とりわけ行財政改革を政策の中心に据えなければ、わが国の未来はないと言っても過言でない事態にあります。

町の現状については、町税収入が上向く兆しもなく、単に国からの地方交付税や臨時財政対策債など、貴重な一般財源の減額影響のみが顕著となっていることから、ますます財政構造的に硬直化が進むことになりまますので、行政運営も従来のような前例踏襲の発想では、量的・質的両面にわたり現行の行政サービス水準をすべて維持することは困難な実態にあります。

このような状況を踏まえて、町では地方分権の実現や地域の実情に十分配慮しながら、財政的自立に向けた道筋を付けるため、平成16年9月に策定しました「上富良野町行財政改革実施計画」を着実に実践し、効率的で持続可能な財政へ転換を図るとともに、これからの時代を見据えた中で本来の行政機能を発揮することが、私に課せられた責務であることを強く自覚しているところであります。

本年度は、5ヵ年計画とした行財政改革の折り返しの年でありますので、前期の成果を総括し、見直しが必要な項目については見直しを加え、後期計画に効果的な反映ができるよう、引き続き取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆さんの特段のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

それでは、まず町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

一般会計の歳入では、町税については、税制改正内容を踏まえ、公平・公正を原則に、できる限りの収納対策を講じることで、9億円の額を確保してまいります。

また、国の「三位一体の改革」における削減などの内容は、国庫補助負担金を一般財源化などにより総額4.7兆円、削減による税源移

譲額では3兆円、更には赤字地方債を含めた交付税で5.1兆円を削減・抑制した結果でありましたので、町の歳入は、税源移譲分として所得譲与税を9千9百万円、臨時財政対策債を含めた地方交付税を前年当初比4.4%減の28億9千4百万円、各種譲与税及び交付金など、自主財源の繰越金や基金からの繰入金を加え、一般財源総額で昨年同額程度の47億4千6百万円を何とか確保したところであります。

また、ごみ処理経費をはじめとした関係行政経費の一部について、受益者負担の適正化を図る観点から、町民の皆さんにもご負担をお願いすることとしております。

一方、歳出では、人件費の抑制を図るため、新職員数適正化計画に基づいた退職者の欠員不補充をはじめ、諸手当の見直し削減を進めるとともに、施設管理面では、軽費老人ホーム「ケアハウスかみふらの」を施設ごと民間法人へ移譲することや特定施設の指定管理者制度導入など、民間活力を積極的に活用して、サービスの向上と経費の節減や効率化に努め、その他補助金等の整理合理化や事務事業の再評価についても指針に基づいて実効を上げてまいります。

また、投資的経費については、緊急度の高い事案に絞って予算化することで収支の均衡を図るように努めました。

しかし、現状では扶助費や過去に実施した公共事業等の公債費などの増加額を吸収するには至らず、最終的に特定目的基金のほか、財政調整基金に財源を求めざるを得ない結果となったところであります。

このような中で第4次総合計画の推進期間も終盤を迎えておりますが、町の貴重な財源である地方交付税は、今後も国の方針により減額傾向で推移が予測されることから、その先の見通しが立つまでの当分の間、厳しい財政運営が強いられることは否めません。

今後もその動向を十分に見極めながら、現総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」の実現を目指し、まちづくりの基本方針の4つの柱である「豊かな心の人のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」の各分

野における諸施策を推進してまいります。

それでは、各分野における主な施策の概要について申し上げます。

最初に、一つ目の柱の「豊かな心の人のまち」づくりについてであります。

国際的にも、国内的にも、大きく変化する社会の中であって、町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基礎となる人づくりが最も重要であります。

このため、教育委員会とも、十分連携を取りながら、生涯教育の観点に立ち、幼児から高齢者までの各期に、そして、教育・文化・スポーツなどの各領域にわたる学習の場の条件整備に努めてまいります。

人材育成については、引き続き友好都市提携を結んでいるカナダ国カムローズ市及び三重県津市との交流に努めてまいります。

道立上富良野高等学校について、北海道教育委員会が示している方針は、公立高等学校の適正規模は4学級から8学級であり、小規模高等学校においては、原則的に統廃合を検討する考え方であります。

このような状況から、地域に根ざした特色のある地域の高校として、関係機関や教育委員会はもとより、中富良野町とも十分連携を図りながら、存続に向けた要望運動を展開してまいります。

健康で生き生きと暮らし続けることは、町民誰もが願って止まないことでもあります。そのためにも一人ひとりの生活習慣のあり方がその後の健康や医療、更には、生活対応などに大きく影響していくことを共に理解することが大変重要となります。

国においては、保健・医療・福祉の密接な連携が重要であることから医療保険や介護保険、更には障害者支援制度などの大幅な改正に着手し、その対応を地方自治体に求めております。

町でも、制度改正に適切に対処し、町民皆さんの保健・医療・福祉の諸施策に取り組んでまいります。

しかし、特に少子高齢化が確実に進行する中で、地域の福祉活動については、地方財政の悪化とも相俟って、より小さな地域内での福祉力の醸成が必要になってきております。そのため、民間の関連組織はもとより、社会福祉協議会との連携をより一層密にし、町民の皆さんとの協働を基盤とした地域福祉事業の推進に努めてまいります。

町民の保健福祉の拠点施設として開設した保健福祉総合センター「かみん」については、開設1年が経過しましたが、おかげさまで年間利用者は約10万人を数えています。今後も、施設機能を十分に發揮して利用の促進を図ってまいります。

高齢者福祉については、在宅生活の支援を柱に、家族や地域の中で存在感のある生活を送れるよう、引き続き在宅福祉推進事業を実施してまいります。

介護保険サービスの一つである居宅介護支援事業については、在宅介護を支える要となるケアマネジメント・サービス管理を実施するものでありますが、介護保険法の改正で、中・重度者への在宅生活支援の強化が示されておりますので、他の居宅介護支援事業所・介護保険サービス事業所と連携を図り、今まで以上に地域における在宅介護を推進してまいります。

高齢者が住みなれた地域で、その人らしく、そして尊厳のある生活をおくるためには、要介護状態にならないための予防対策や高齢者の状態に応じた医療から介護までの様々なサービスを適切に提供することが必要となります。

このため、高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上や生活安定のために必要な援助・支援を包括的に行う機関として、現在の

「在宅介護支援センター」を「地域包括支援センター」に改めて、その機能を果たしてまいります。

子育て支援については、「子どもセンター」を拠点施設として、引き続き支援活動の充実に努めてまいります。

また、上富良野小学校で開設しておりました幼児の「ことばの教室」を本年4月から母子通園センターに統合し、併せて名称を「発達支援センター」と改めて、個々の発達に応じたきめの細かい療育支援を進めてまいります。

子育て支援と療育支援のいずれにおいても、通所する方々だけでなく地域全体に目を広げ、就学までの間のあらゆる機会を捉えながら、発達段階での解決すべき課題や発達障害の早期発見などに努めるとともに、必要に応じて関係機関の専門的な指導を仰ぎながら、具体的な支援策を講じてまいります。

保育事業については、昭和33年から運営してきました東中へき地保育所が、近年、区域内の幼児が減少したことから、他の保育所への通所などについて、地域との合意に基づき本年3月をもって閉鎖し、中央、西、わかばの3つの認可保育所により、基本定員195名をもって進めてまいります。

また、西保育所については、現在、指定管理者制度による管理運営代行となっておりますが、平成18年度をもって3カ年間の指定期間が満了しますので、本格的な民営化に向けた検討を進めてまいります。

障害者福祉については、本年4月から障害者自立支援法により事業が行われますが、改正内容の細部がいまだに明確になっておりませんので、今後、動向を十分見極めながら、障害を持つ方々の生活に不安のないよう適切に対処して取り組んでまいります。

また、障害者自立支援法に基づく認定審査会につきましては、介護保険認定審査会を参考に富良野圏域5市町村の共同設置の方向で協議

を進めてまいります。

介護保険事業については、第3期目のスタートの年を迎えておりますが、制度の大幅な見直しにより、これまでの介護給付中心から要介護者発生の抑制へと変更になり、介護予防対策など関連する事業の積極的な取組が求められています。町においては、先駆けて独自に予防対策を基本とした実践を続けておりましたので、引き続き保健事業等との連携を密にし、更なる事業推進を図ってまいります。

なお、第3期の介護報酬の試算結果は、今まで維持してきた第1号被保険者の介護保険料の月額3,000円では介護保険事業の運営が難しいことから、500円を引き上げて、月額3,500円に改正する内容の関係条例を議案として本定例会に上程しております。

保健予防については、これまで推進してきました生活習慣病の発症予防を更に促進させ、早世予防、健康寿命の延長に取り組んでまいります。

特に、医療給付の増嵩要因である糖尿病については、要介護認定者となる確率が高いことから、国保ヘルスアップ事業により日常生活習慣改善を目的とした事業展開や学習機会の提供に努めるなど、予防を重点において積極的な取組を進めてまいります。

乳幼児期から高齢期に至るそれぞれの時期に現れる、発達面、精神面、身体面など特徴的な変化を捉え、必要な時期に必要な診断やその診断結果に応じた対策など、町民の健康生活を支援するために引き続き各種健診事業を実施してまいります。

病院事業については、町民の健康維持、疾病の早期発見・治療及び救急医療体制の維持が重要であることから、経営基盤強化や経営効率化に努めるとともに、引き続き地域の医療ニーズに沿った体制の整備に努めてまいります。



特に、昨年10月からは、福祉法人北海道社会事業協会富良野病院より泌尿器科医師の派遣を受け、地元で治療を求める方々への診療で大きな成果を挙げております。この経験を生かし、今後も、旭川医科大学をはじめ、他医療機関と連携した地域医療支援事業等により、一層の経営改善に努めてまいります。

ラベンダーハイツについては、介護保険の制度改革を踏まえ、高齢者が安心して生活できる老人福祉施設の拠点として、また、在宅福祉施設として利用者ニーズに沿ったサービスを提供するとともに、地域ボランティアの協力を得ながら、健康管理と生きがいのある日常生活が送られるよう施設運営に努めてまいります。

また、特別養護老人ホームとデイサービスで共用しております浴室については、利用の制約などの潜在的な問題を解消するため、デイサービスセンターの浴室を新設し、それぞれの利用者が「ゆっくり」入浴できるよう改善してまいります。

国民健康保険事業については、国の医療制度改革大綱に基づいた医療制度全体のあり方の中で検討がなされており、昨年度以降、三位一体改革に関連して国庫負担と保険料負担を均等にするなど、都道府県の役割・権限の強化による市町村の国保財政の安定化が図られている状況でありますので、これらの動向を見極めながら国保財政の安定的な運営に努めてまいります。

特に介護納付金については、介護2号被保険者数の減少により、被保険者に応分の負担をお願いするため、関係議案を本定例会に上程しております。

また、昨年度から国保保健事業の助成策として実施しております国保ヘルスアップ事業では、糖尿病、循環器系疾患の危険因子を持つ生活習慣病の予備群となる方々に対して、疾病発症の危険性を取り除く「個別健康支援プログラム」を作成するなど、個別の生活改善・体質改善を指導して医療費の抑制に努めてまいります。

老人保健事業については、公費負担割合の段階的引き上げが見込まれることから、町負担の増嵩が予想される厳しい状況を十分認識し、安定した運営に努めてまいります。

次に、2つ目の柱の「活力ある産業のまち」づくりについてであります。

農業・農村を取り巻く環境は、平成19年産の作物から導入される品目横断的経営安定対策により農政の大転換が図られるなど、厳しい対応が求められております。

国は、従来の農業者全てを一律的に対象として個々の品目毎に講じてきた施策を、今後は意欲のある担い手農業者に限定し、施策を集中化・重点化するなどの見直しがなされており、また、諸外国との生産格差の是正や農産物販売収入の変動が経営に及ぼす影響を緩和する施策を実施することで、従来の価格政策から所得政策への転換を図っています。

この施策の対象となる農業者は、認定農業者及び集落営農が要件となるため、現農業者が不利益にならないよう認定農業者の認定等に関する相談窓口体制を整えるなど、関係機関とともに対応してまいります。

町の基幹産業である農業の振興については、農業者の自主的な取組を基本にして、農業の基礎である土づくり、営農条件に即した輪作体系の確立、生産コストの低減など創意工夫をこらし、良質で安全・安心な農産物の生産が図られるよう第五次農業振興計画に基づき関係機関と連携のもとに推進してまいります。

特に奨励作物振興事業については、従来のメニューのほか、先進的農業に取り組む法人等に対して支援を行ってまいります。

農地流動化対策については、条件の不利な農地については植林などを勧め、また、優良農地については、地域の農用地利用改善組合を通

じて経営規模拡大をめざす農業者にあっせんを行うなど、農地の流動化を積極的に推進してまいります。

防衛施設庁所管の演習場周辺農業用施設設置助成事業については、ふらの農業協同組合の事業主体による農業用機械の導入を行ってまいります。

森林の育成については、森林の持つ水土保持や大気循環、地球温暖化防止などの公益的機能を持続させるため、民有林施業計画に基づき適切な管理を行う森林所有者の取組事業に対して、国・道補助のほか、町も助成を行ってまいります。

商工振興については、小規模企業及び商工業者の経営安定を図るため経営改善指導事業と町民に憩いの場を提供し、賑わいを創出していくための地域振興対策事業を実施してまいります。

観光振興については、経済効果はもとより地域の活性化や人々の心に豊かさをもたらす効果を期待できることから、『富良野・美瑛広域観光』の推進により地域内への誘客をめざしてまいります。

特に近年、韓国、香港等などアジア圏からの観光客の入り込み数が伸びていることから、関係市町村や観光協会と連携して、訪れた方々に満足いただけるよう観光ボランティアの積極的な活動や外国語による情報提供などを行ってまいります。

次に、3つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

景観行政については、かみふらの景観づくり条例に基づく「景観づくり推進会議」を設置し、「かみふらの景観づくり重点地区」の指定に向けた作業を関係する皆さんと進めるとともに、かみふらの景観づくり基本計画に沿った施策の展開を図ってまいります。

駅及び周辺商業地域の整備については、実施した場合の事業効果を精査し、導入事業メニューを具体的に選択するとともに、実現性や実施までの過程など、全体を明らかにするため、より踏み込んだ協議を進めてまいります。

公園・緑地の整備については、光町3丁目地区に「町民の憩いの場・活動の場」「良好な景観形成」「地域の活性化」の観点から、防衛施設庁所管の民生安定施設設置助成事業の採択を受けて、「見晴台公園」として、都市計画公園を整備し、平成19年度の供用開始に向けた取組を進めてまいります。

上水道及び簡易水道並びに飲料水供給施設については、清浄で良質な飲料水の安定的な供給に努めてまいります。

特に上水道事業では、倍本浄水場電気計装設備が老朽化したことから、設備の更新を行い、適正な機能を発揮してまいります。

公共下水道事業については、浄化センターの経年によって劣化している中で、機器類の適切な維持管理を行い、経営の安定化に努めてまいります。

一般廃棄物については、受益者負担の適正化を図るため、現行のごみ分別制度が定着した中、増嵩する処理経費の一部を町民の皆さんに更なるご負担をいただくようごみ手数料の条例改正について議会との協議を重ねておりますので、議決を得た段階で町民の皆さんに周知を図ってまいります。

なお、クリーンセンターについては、引き続き適時適切に維持補修を加えるなどにより、経費の増嵩を抑えながら安定稼動に努めてまいります。

合併浄化槽設置事業については、平成15年度の事業開始とともに、

大変多くの希望が寄せられております。近年、国や北海道の助成策に大きな変化が伴うなど、財源的に厳しい状況にありますが、引き続き希望者の要望に応えながら事業を継続してまいります。

葬斎場の運営については、築後31年が経過しており、2号火葬炉など火葬炉排気筒の耐火煉瓦の積替え時期を迎えておりますので、早期に実施し、安定運営に努めてまいります。

なお、葬斎場の管理経費の一部を更に利用者の皆さんにご負担いただくことになりましたので、一層、適切な施設の維持管理に努めてまいります。

防災対策については、新地域防災計画に基づき、また、総合防災訓練などを通じて、更なる強化を図ってまいります。特に地域住民が自らの地域を自らで守るための条件整備として、自主防災組織の再編成を支援してまいります。

また、平成16年9月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、通称「国民保護法」に基づき、本年度は、上富良野町国民保護協議会を設置するとともに、上富良野町国民保護計画を策定して、法の趣旨に沿った体制を整備してまいります。

消防関係については、消防車両管理の一元化と、消防団分団活動の集約化による消防活動の機能強化を図るため、防衛施設庁所管の事業採択を受けて、消防防災車庫兼消防団詰所の施設整備を行ってまいります。

除排雪対策については、できる限り公道に雪を出さないなど、町民の皆さんの協力が必要となりますが、特に交差点など見通しの悪い箇所の除排雪に重点をおき、地域において快適に生活や活動ができるよう安全対策に努めてまいります。

交通安全及び防犯関係については、地域生活安全のため各団体それぞれで活動いただいておりますが、各団体との調整協議の結果、更に青少年問題も含めて、本年4月から新組織により総合的に地域活動を進めることとなりますので、町としましても、「上富良野町生活安全推進条例」に基づき、新組織との十分な連携のもとに、地域全般にわたった安全なまちづくりに努めてまいります。

消費生活の安全については、本年4月より富良野市消費生活センター内に共同設置する富良野沿線の広域相談窓口として、被害相談や法律相談に対応することになりましたので、新体制の中で町民生活の安全に努めてまいります。

道路網の整備及び河川・砂防などの施設整備については、安全で安心して暮らせる地域社会の形成と、地域の産業を支える基盤づくりを基本に据え、国土交通省・防衛施設庁などの補助制度を活用し、有効かつ、効率的に事業を推進してまいります。

また、北海道の管理河川である、トラシエホロカンベツ川、デボツナイ川、コルコニウシベツ川の河川改修工事にあわせ、町道橋の架換事業を推進してまいります。

次に、4つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

町が抱える様々な課題や問題を、町民の皆さんとともに考え、町の進むべき方向を決定していくためにも、あらゆる分野で、男女を問わず住民参画の拡充を図っていくことが重要であります。政策の決定過程や評価過程などにおいて、より多くの町民の皆さんに参画いただき、町民との「協働」によるまちづくりを進めてまいります。

そのためには、町が保有する情報を町民に広く提供して共有するこ

とが重要と考えるので、「広報かみふらの」や「防災かみふらの」、「出前講座」のほか「行政ホームページ」など、様々な機会や手段を通じて、情報の提供に努めてまいります。

また、町民とともに考えるまちづくりについて、町民意見制度のパブリック・コメントの活用や意見を交換できる「まちづくりトーク」、「町長と語ろう」など広聴活動の充実に努めてまいります。

それぞれの地域の条件や課題に応じた地域自らの自主的な判断による地域づくりを促進していくため、現在、住民会をはじめ町内会等の自治会組織に交付している様々な補助金等について、平成19年4月を統合化の目途とし、用途を限定しない一括交付金として交付するよう、住民会等と協議・調整を進めてまいります。

町の憲法とも言われる「自治基本条例」については、自治の基本ルールとして、「共に創るまち」の根幹をなすものでありますので、将来の制定に向けて町民の皆さんとともに具体的な作業に取り組んでまいります。

自衛隊関係については、去年は駐屯地創立50周年の節目を記念し、記念式典並びに町内観閲行進などが取り進められ、町民の皆さんとともにお祝いをすることができました。今後も、各自衛隊協力団体と連携を図り、駐屯地とのより一層の協調関係を築き上げてまいります。

一方、防衛庁の中期防衛力整備計画に基づく組織見直しが進められており、上富良野駐屯地部隊の改編・削減についても例外ではない状況にありますので、部隊の改編・削減反対に向けた取組を、美瑛町を含む富良野圏域6市町村及び富良野地方自衛隊協力会並びに各自衛隊協力団体と連携を図り、要望運動を強化してまいります。

上富良野演習場に係る防衛施設周辺整備事業については、事業採択及び促進について、引き続き駐屯地をはじめ関係機関と連携調整を図り

ながら懸案事案の要望を進めてまいります。

行政組織機構については、平成16年4月の12課26班体制によるスタッフ制を導入してきましたが、時代の要請に応じた簡素で効率的な組織体制のあり方について、更に検討してまいります。

指定管理者制度については、平成16年4月にスタートした西保育所に、本年4月から新たに日の出公園関連施設、パークゴルフ場、吹上温泉白銀荘の3施設を加えて、延べ4施設について運用することになりますが、地域内の民間事業者などの動向を把握しながら、更に他の施設についても、適用することで効果が期待できるものについて、できるだけ早期に移行できますよう、具体的な検討を進めてまいります。

広域行政の推進については、昨年5月富良野地区広域市町村圏振興協議会内に設置した「自治のかたち検討プロジェクトチーム」の最終報告が3月下旬に予定されています。この報告を待って、めざすべき将来像としての、「市町村連携・広域連合・市町村合併・広域都市」の4つのテーマを5市町村で議論するとともに、夏に公表を予定されている北海道の合併構想など、それぞれの状況を踏まえて、町の対応と方向性を町議会議員の皆さん、町民の皆さんと議論してまいりたいと考えております。

なお、最終報告の内容については、町民の皆さんへ説明の機会を設けるなど、情報の共有を図ってまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、自主財源として税収確保は極めて重要であります。

このことから、納税については、納期内納税の推進により新たな滞納者を出さないよう努めるとともに、滞納者の生活実態に応じた確実な分納の推進、夜間・休日納税窓口の開設、催告や訪問徴収の徹底、



また、悪質な滞納者に対する差押えなど、現行制度の中で最大限の収納率向上に向け、職員一丸となり収納対策の取組を進めます。

更に、新たな収納対策として、納税等に誠意を見せない悪質な滞納者に対しては、町独自の制度として行政サービスの制限を講じる条例の制定に向けた取組を進めてまいります。

また、本年度中に町税等のコンビニ収納システムの導入についても検討を進め、時代に即した収納環境を整えてまいります。

以上、平成18年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成18年度予算案の概要を申し上げます。

本年度は、国の「三位一体の改革」が3年目の終期を迎える年であり、特に主要財源である地方交付税や地方交付税の振替措置として発行される臨時財政対策債の動きを注視しておりましたが、国が示した地方財政計画においては、昨年度より大幅な減額となったことから財源確保に難航を極めたところであります。

特に、行財政改革の実施計画の着実な実践を取り進めながら、歳入においては、町税滞納額の徴収強化及び手数料の改正等による適正な歳入確保に努め、歳出では事務事業の見直し、補助金等の適正化など、行政サービスの評価検討を行いながら方針を定め、現段階においての可能な範囲での縮減と投資的事業の抑制を図ったところであります。

しかしながら、一般会計では、財源不足を総て解消するには至らず、最終的には特定目的基金をはじめ財源調整のために財政調整基金を取り崩すことで予算総額を67億1千8百万円、前年度対比で、8.7%の減、額にして6億4千4百万円減の予算案を定めたところであります。

また、特別会計及び公営企業会計予算におきましても、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項については、効率的な対応方

針のもと、それぞれ予算案をまとめたところであります。特に繰出金及び補助金等としては、法令の基準に基づくものや財源確保として一般会計によることが妥当なものに限り予算措置することで、それぞれの会計へ計上しました。

これらの措置を講ずることによりまして、  
特別会計及び公営企業会計予算は、

国民健康保険特別会計	1 1 億 5 , 9 6 3 万円
老人保健特別会計	1 1 億 5 , 4 6 7 万円
公共下水道事業特別会計	3 億 5 , 8 3 0 万円
簡易水道事業特別会計	9 , 6 7 7 万 5 千円
介護保険特別会計	6 億 6 , 9 3 9 万 6 千円
ラベンダーハイツ事業特別会計	2 億 9 , 4 0 0 万円
病院事業会計	9 億 1 , 2 1 7 万 5 千円
水道事業会計	2 億 8 , 7 0 3 万 6 千円

となっております。

この特別会計及び公営企業会計予算の合計は、4 9 億 3 , 1 9 8 万 2 千円で、一般会計予算と合わせた町全体予算では、1 1 6 億 4 , 9 9 8 万 2 千円、前年度対比で 4 . 8 % の減、額にして 5 億 8 , 2 4 1 万 1 千円減の財政規模になっております。

以上、議員各位、並びに町民皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます、平成 1 8 年度の町政執行方針と致します。

平成 1 8 年 3 月 2 日

上富良野町長 尾 岸 孝 雄